

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の終了……（同）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……（環境局多摩環境事務所環境改善課）…一
- 都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）…二

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……（同）…四
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）…六
- 再開発行為に関する工事完了……（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……（産業労働局商工部地域産業振興課）…八
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……（東京都収用委員会）…九

正誤

- 平成二十六年七月三十一日付東京都規則第二百二十八号……

告示

●東京都告示第千四百三十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量（航空写真撮影（撮影縮尺二万分の一及び八千分の一））
- 三 測量の区域 八王子市地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十二月一日から平成二十七年二月二十八日まで

●東京都告示第千四百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、調布市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 調布市
- 二 測量の種類 公共測量（三級基準点改測）
- 三 測量の区域 調布市国領町八丁目、佐須町、柴崎、菊野台、東つじヶ丘、西つじヶ丘、入間町、仙川町、緑ヶ丘、若葉町、深大寺元町、深大寺北町、深大寺東町及び深大寺南町各地内

四 測量の期間 平成二十六年六月二十三日から同年九月三十日まで

●東京都告示第千四百三十五号

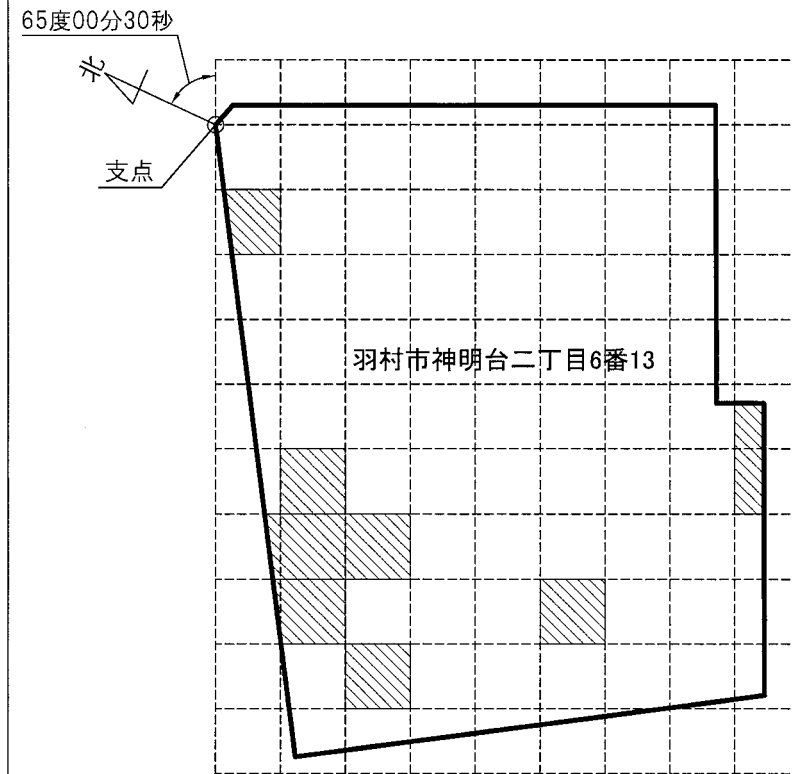
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第八百四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市神明台二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

支点

支点は、羽村市神明台二丁目6番13の最北端とする。

格子の回転角度(65度00分30秒)

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 淵上日野

二 変更の区間 あきる野市上代継字上千代里四百七番十




一 地内から同市下代継字東前六百八十番九地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

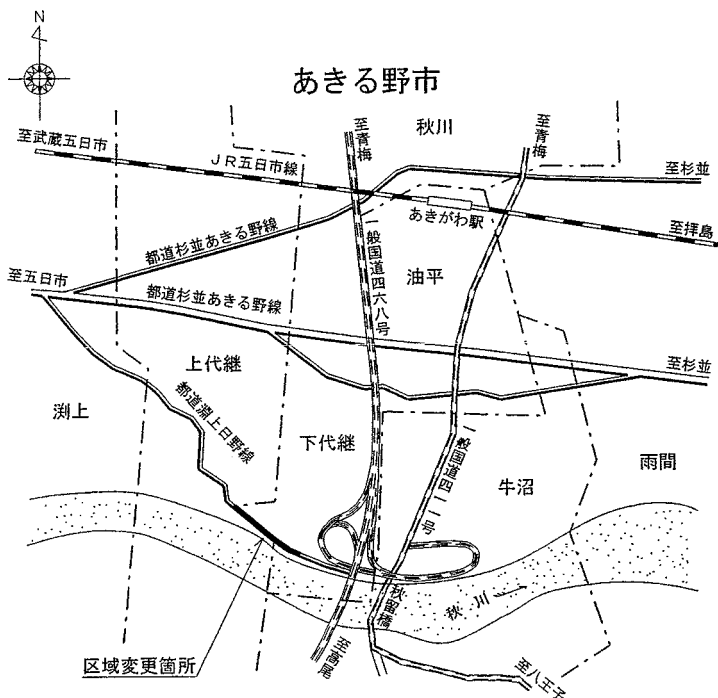
別図

都道淵上日野線区域変更略図

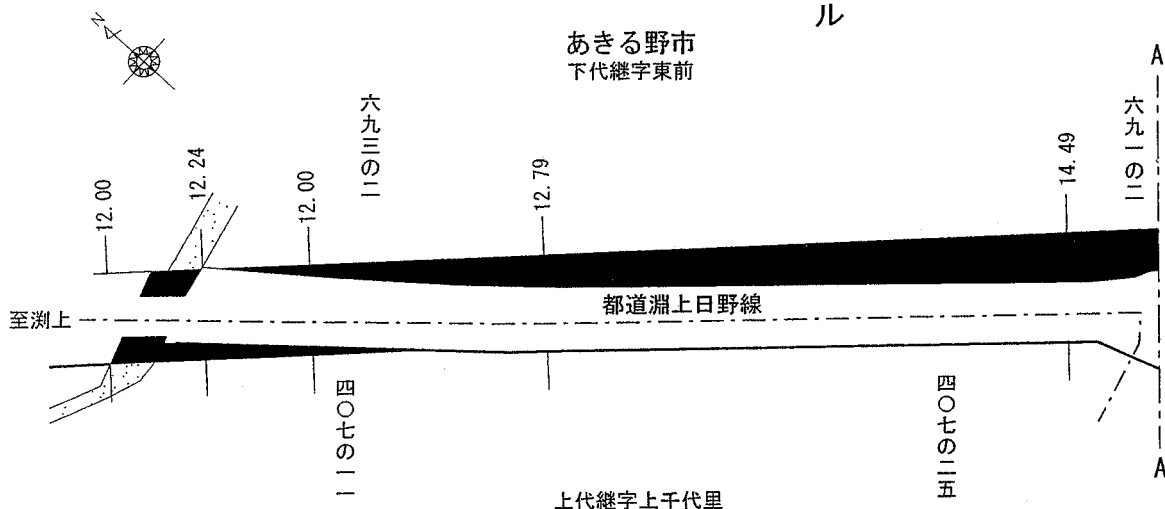
あきる野市上代継～下代継地内

-  編入区域
-  都道
-  一般国道

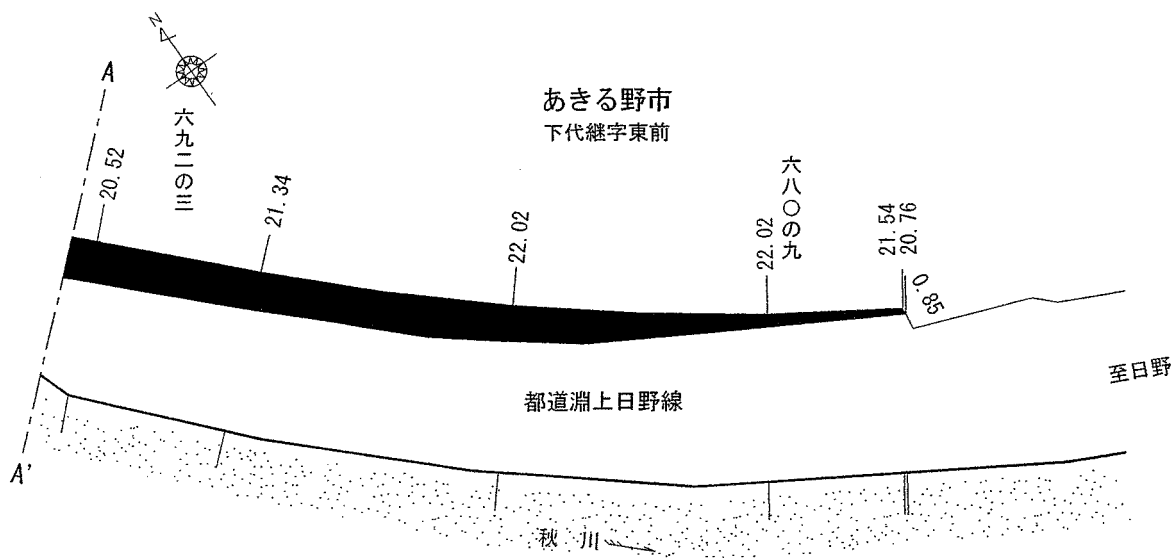
延長 二五〇・〇〇メートル
 面積 一、〇七九・九四平方メートル



あきる野市 下代継字東前



あきる野市 下代継字東前



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年九月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
N P O 法人 P a s s o a p a s s o
- 三 代表者の氏名
岩尾 治子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都小金井市前原町三丁目四十一番二十八号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域の障害者や高齢者に対し、生きがいを持って社会活動に参加できるように支援活動を広く行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日

平成二十六年九月三十日

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際交流促進協議会

代表者の氏名
前田 俊秀

主たる事務所の所在地
東京都港区南青山二丁目二十六番三十七号

定款に記載された目的

この法人は、国際交流の機会を求める市民に対して、国際交流イベントの企画、外国語及び日本語学習書の普及、及び外国語学習サポート等の事業を行うことにより、日本と世界各国との市民交流の促進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年十月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人タイ日教育開発
- 三 代表者の氏名
眞鍋 貞樹
- 四 主たる事務所の所在地
東京都小平市津田町二丁目二十九番二十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、民間による国際協力活動として、日本人とタイ人との混血児への教育支援、タイ、ミャンマーならびに周辺国における農業支援事業、少数民族の児童の教育ならびに就労支援事業、ミャンマーの少数民族地域における日本軍人の遺骨収集事業などを実施することに

よって、地域における平和の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

申請のあった年月日
平成二十六年十月二日

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ギフトッド研究所

代表者の氏名
宮尾 益知

主たる事務所の所在地
東京都中野区中央一丁目三十八番一号 アクロスシティ中野坂上ビル2F

定款に記載された目的

この法人は、発達障害児・者及びその家族に対して、その才能及び能力を引き出すための教育についての調査・研究並びにその結果の公表に關する事業、発達障害児・者に關連する企業・団体・施設等に対しての助言・指導に關する事業、発達障害児・者及びその家族に対しての相談・支援に關する事業等、発達障害児・者がその有する能力を發揮し、自立した生活を送るための各種事業を行い、発達障害児・者の生活の質の向上と福祉の増進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条

例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人市民科学者国際会議

三 代表者の氏名

岩田 渉

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区北沢二丁目十四番一号 OTビル3F

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、放射線防護のための情報提供・相談事業、国・地方公共団体・国際機関・研究機関等の施策に対する調査研究・提言・監視事業、独立した市民・科学者・研究者・医師とそのグループとの協同事業、国内外の団体等とのネットワーク形成事業を通じて、国際的視野に立って、生命と健康と環境に関する一般市民の権利が守られる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人FENICIS

三 代表者の氏名

椎野 若菜

四 主たる事務所の所在地

東京都府中市是政三丁目三十五番地の一〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、長年にわたる経験と知識、多様なスキルをもつ研究者フィールドワーカーによる分野をこえたネットワークの活性化をうながし、フィールドワーク自体の技術を向上し実社会におけるフィールドサイエンスの新しい在り方をめざす。それにより一般社会にフィールドワーカーの知見が普及し、産学の壁をこえた日本社会における、また日本社会と調査地との交流が創造され、産学連携国際事業の創生を促進することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Lotus Works

三 代表者の氏名

清水 隆子

四 主たる事務所の所在地

東京都杉並区阿佐谷南三丁目五十番五一一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、ベトナム人技能実習生を対象として、来日前の準備段階から、日本での暮らし、そしてベトナム帰国後までの長期的な生活サポートを行い、ベトナム人技能実習生の労働環境改善や生活環境向上に努めることで、日本とベトナムのさらなる友好関係の構築ならびに、

日本へのベトナム人技能実習生の増加及びその労働環境、生活環境の向上を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人微笑みの会

三 代表者の氏名

須原 啓之

四 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区鹿骨一丁目六十三番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害を持つ人々が健康で安心して暮らせる街づくりを目指し、親亡きあとも地域に少数で住む共同生活の場を提供して運営し、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年九月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Tokyo Cord

三 代表者の氏名

幸道 秀樹

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市深大寺元町二丁目十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象として、ヒト幹細胞や間

葉系細胞を利用した難病治療の普及・発展のため、健康な細胞の収集・管理・利用や研究・治療の支援を行い、円滑な細胞治療の進展と希少疾患・難治性疾患に悩む患者の救済を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
 (以上原文のまま掲載)

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 名称 環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画

二 位置 変更する区域

港区西新橋二丁目、新橋三丁目及び新橋四丁目各地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び港区役所

五 縦覧期間
 六 意見書の提出先

公告の日の翌日から起算して二週間
 新宿区西新宿二丁目八番一号
 東京都都市整備局都市づくり政策部
 都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年十月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

立川市幸町三丁目二十一番九、西東京市芝久保町四丁目二十二番六、同番八、同番十六番三
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

立川市若葉町三丁目四十二番四及び同番五の各一部
立川市若葉町三丁目四十四番地の二
宮崎 トリ

八王子市下柚木字十二号千八百九番一、同番一地先及び同番二
大田区南雪谷二丁目十七番八号
サンユー建設株式会社
代表取締役 馬場宏二郎

八王子市泉町千九百十番二十六の二
神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号
株式会社イーカム
代表取締役 角田 満

八王子市川口町五百三十九番二及び同番三
あきる野市野辺三百九十二番地
南部商事株式会社
代表取締役 吉村 隆二

八王子市山田町千六百七十六番十七
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

八王子市下恩方町四百八十四
八王子市下恩方町四百九十二番一

番五、四百八十六番一、同番六、同番八、四百八十七番一、同番四、同番八、同番十から同番十五まで、四百九十番一、同番三、同番五及び同番六
番地の三
株式会社渡辺オイスター研究所
代表取締役 渡辺 貢

立川市高松町二丁目二百五十一番三の一部、二百五十二番五から同番十まで及び二百五十三番二
立川市錦町六丁目十一番二十五号
株式会社裕企画
代表取締役 矢澤 俊一

調布市国領町七丁目二十番四、同番五、二十七番一、同番四、二十八番十二、三十六番三及び同番五
丸澤産業株式会社
代表取締役 矢澤 勝昭

三鷹市野崎一丁目七十四番六から同番八まで、七十六番一、同番五並びに七十七番一及び同番三の各一部、同番四並びに同番五
武蔵野市境二丁目二番二番二
株式会社飯田産業
代表取締役 兼井 雅史

府中市本宿町四丁目十番一、同番三十五、同番三十七、同番三十八、同番四十四、同番四十五並びに同番四十六及び同番四十七の各一部
府中市府中町一丁目五番地の七
株式会社大内商事
代表取締役 大内 勝美

府中市白糸台一丁目四十四番五、同番六及び同番十から同番十三まで
府中市府中町一丁目五番地の七
株式会社大内商事
代表取締役 大内 勝美

府中市緑町二丁目二十九番十九
府中市府中町一丁目五番地の七
株式会社大内商事
代表取締役 大内 勝美

東久留米市前沢一丁目千二百二番一
西東京市芝久保町四丁目二十六番三番三
株式会社東栄住宅

小平市上水本町三丁目千六百十八番十八の一部
武蔵野市吉祥寺北町一丁目二十九番一
兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 佳則

東久留米市下里五丁目六百六十六番二十一、六百六十七番一、同番三、同番三地先、同番四、同番五の一部及び同番七
練馬区石神井町二丁目二十六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十月二十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年十月二十三日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 東急プラザ 表参道原宿
- 二 店舗所在地 渋谷区神宮前四丁目三十番三号
- 三 設置者名 みずほ信託銀行株式会社

<p>四 設置者住所 中央区八重洲二丁目二番一号</p>	<p>時までを除く。</p>	<p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二十一名</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名 野中 隆史</p>	<p>一 店舗名 新橋プレイス</p>	<p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二名</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名 中野 武夫</p>	<p>二 店舗所在地 港区新橋一丁目十二番九号</p>	<p>八 変更前の小売業者の住所 板橋区板橋三丁目九番七号(株式会社キャンドウ)</p>
<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社トミーヒルファイガー パンほか二十四名</p>	<p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p>	<p>九 変更後の小売業者の住所 新宿区北新宿二丁目二十一番一号(株式会社キャンドウ)</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トミーヒルファイガー パンほか二十四名</p>	<p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名 村井 正平(イオンリテール株式会社) ほか</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社トミーヒルファイガー パンほか五名</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 岩永 誠</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 梅本 和典(イオンリテール株式会社) ほか</p>
<p>十 変更前の小売業者の住所 渋谷区神宮前六丁目二十七番八号(株式会社S M b r a n d) ほか</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 若林 辰雄</p>	<p>十二 変更日 平成二十五年三月一日ほか</p>
<p>十一 変更後の小売業者の住所 渋谷区神宮前二丁目三十四番十七号(株式会社S M b r a n d) ほか</p>	<p>七 変更日 平成二十四年四月一日</p>	<p>十三 届出日 平成二十六年九月二十六日</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 西条 真義(株式会社トミーヒルファイガージャパン) ほか</p>	<p>八 届出日 平成二十六年九月十七日</p>	<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 アレキサンダー・トーマス・チュー ー(株式会社トミーヒルファイガー ジャパン) ほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間 平成二十六年十月二十三日から平成二十七年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十四 変更日 平成二十六年七月二十二日ほか</p>	<p>十 縦覧期間 平成二十六年十月二十三日から平成二十七年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十五 届出日 平成二十六年九月十七日</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公布する。 平成26年10月23日</p>
<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>一 店舗名 品川シーサイドフォレストショッピングセンター</p>	<p>東京都収用委員会 会長 内 山 忠 明</p>
<p>十七 縦覧期間 平成二十六年十月二十三日から平成二十七年二月二十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二 店舗所在地 品川区東品川四丁目十二番四号ほか</p>	
<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時まで。</p>	<p>三 設置者名 日本たばこ産業株式会社ほか一名</p>	
	<p>四 設置者住所 港区虎ノ門二丁目二番一号ほか</p>	
	<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社ほか二十名</p>	

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 平成26年10月9日

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		備考		
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都三鷹市北野三丁目	295番1	宅地	483.93 m ²	555.04 m ²	555.04 m ²	株式会社十二社	東京都新宿区西新宿四丁目29番6号	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	根抵当権 昭和62年9月2日受付 第23113号
	295番12	宅地	318.06	317.64	317.64	株式会社リそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号	根抵当権 平成4年12月17日受付 第22746号		
	295番15	宅地	330.57	328.77	328.77	株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号	根抵当権 平成4年12月17日受付 第22746号		

正 誤

○平成二十六年七月三十一日付東京都規則第百二十八号
二ページ下段及び三ページ上段の様式中

上記の確認を行ったので、傷病手当金に相当する退職手当を支給するよう内申します。

年 月 日

所属長氏名

任命権者 殿

を

上記の確認を行ったので、傷病手当金に相当する退職手当を支給するよう内申します。

年 月 日

所属長氏名

任命権者 殿

を

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002